

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社押田建築設計事務所（所在地 富山県富山市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年3月29日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社押田建築設計事務所	富山県富山市丸の内3-4-16

2. 指名停止措置期間： 令和6年3月29日～令和6年5月28日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元常務取締役は、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札をめぐり、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前に入手して設計業務に着手したほか、指名業者数を同職員から入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売入札妨害容疑で富山県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12 号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日 から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内